

浜松市飲食店3密対策事業費補助金交付要綱

第1章 総則

(要旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、継続的な感染対策に資する事業を実施した飲食店を営む中小企業者等及びはままつ安全・安心な飲食店認証制度の認証を取得した飲食店を営む中小企業者等に対し交付する浜松市飲食店3密対策事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 浜松市の区域内に存する食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を有する店舗をいい、持帰り・配達飲食サービスのみの店舗その他飲食店の店舗において飲食をする場所を有しない店舗を除く。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等をいう。
- (3) 飲食スペース等 飲食店の店舗において飲食をする場所その他利用者が使用できる場所をいう。
- (4) フードコート 飲食店で購入した商品の飲食を主たる目的として設置された共有の場所をいう。
- (5) 従業員等 店舗の経営者、従業員、その他納品業者などの店舗内における最終消費者以外の者をいう。
- (6) 認証店 はままつ安全・安心な飲食店認証制度実施要綱（令和2年8月7日施行）第5条第2項に基づく認証を取得した店舗をいう。

(補助金の種類)

第3条 この要綱に定める補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 飲食店感染対策補助金
- (2) はままつ安全・安心認証店支援補助金

第2章 飲食店感染対策補助金

(補助対象事業)

第4条 飲食店感染対策補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象事業は、中小企業者等が飲食スペース等又はフードコートにおける、厚生労働省が示した「新しい生活様式」に対応するため店舗で実施した、感染蔓延期から収束期において継続的に感染対策に資する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 主として、従業員等間の感染対策に資する事業
- (2) 感染症拡大につながるおそれがある事業
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (4) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (5) 補助事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業（市長が認める場合を除く。）

(補助事業者)

第5条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 浜松市内で飲食店を営業している中小企業者等又はフードコートの管理をしている中小企業者等
- (2) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている者
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前号アからエに該当する者が、経営に事実上参画していないこと。
- (6) 市長が、補助金交付対象事業の店舗の名称その他補助金の活用状況を取りまとめ、これを浜松市ホームページその他の方法により公表することに同意すること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、第16条の事業期間（以下「事業期間」という。）内に契約し、かつ実施した経費であって、別表1に掲げる事業に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で要綱第6条に規定する経費の1/2以内とし、補助事業者1件当たりの補助金の額は、300千円を上限とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和3年6月1日から令和3年9月30日まで（以下この章において「申請期間」という。）に、郵送又は電子情報処理組織を利用した方法により申請しなければならない。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証の写し又はフードコートの管理をしていることが分かる書類
- (2) 補助対象経費の支出内容が分かる書類（宛名が申請者と同一のものに限る。）
- (3) 補助事業を実施した状況が分かる書類
- (4) 支払状況報告書（第3号様式）（事業期間内にリース契約（賃貸借契約、ファイナンス・リース契約その他補助事業を行うために必要な物品を当該物品の所有権を取得せずに調達するための契約をいう。）を締結し、申請期間を超えて引き続きリース契約を継続して当該物品を使用する場合であって、申請期間を超えて支払うリース料を補助対象経費として申請する場合に限る。）
- (5) 前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する補助金の交付及びその額を決定する。

2 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金を交付することにより行うものとし、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第2号様式）による通知をもって行うものとする。

3 前項の規定による補助金の交付は、補助金交付申請書（第1号様式。電磁的記録を含む。）記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

第3章 はままつ安全・安心認証店支援補助金

(補助対象事業)

第10条 はままつ安全・安心認証店支援補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象事業は、はままつ安全・安心な飲食店認証制度要綱第5条第2項に基づく認証を取得した補助事業者が実施した認証店であることの周知・PR活動に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 認証店であることの周知・PRの内容を含まない事業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (4) 補助事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業(市長が認める場合を除く。)

(補助事業者)

第11条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助事業者」という。)とする。

- (1) 浜松市内の認証店において飲食店を営業している中小企業者等又はフードコートの管理をしている中小企業者等
- (2) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている者
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - イ 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- (5) 前号アからエに該当する者が、経営に事実上参画していないこと。
- (6) 市長が、認証店の名称その他補助金の活用状況を取りまとめ、これを浜松市ホームページその他の方法により公表することに同意すること。

(補助対象経費)

第12条 補助対象となる経費は、事業期間内に契約し、かつ実施した経費であつて、別

表2に掲げる事業に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第13条 補助金の額は、予算の範囲内で要綱第12条に規定する経費の1/2以内とし、補助事業者1件当たりの補助金の額は、300千円を上限とする。

（交付の申請）

第14条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第4号様式。電磁的記録を含む。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和3年6月1日から令和3年9月30日までに、郵送又は電子情報処理組織を利用した方法により申請しなければならない。

- （1）食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証の写し又はフードコートの管理をしていることが分かる書類
- （2）補助対象経費の支出内容が分かる書類（宛名が申請者と同一のものに限る。）
- （3）補助事業を実施した状況が分かる書類
- （4）前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第15条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する補助金の交付及びその額を決定する。

2 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金を交付することにより行うものとし、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第5号様式）による通知をもって行うものとする。

3 前項の規定による補助金の交付は、補助金交付申請書（第4号様式。電磁的記録を含む。）記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

第4章 共通事項

（事業期間）

第16条 第4条第1項及び第10条第1項に規定する補助対象事業の期間は、令和3年6月1日から令和3年8月31日までとする。

（立入検査等）

第17条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に当該対象店舗等、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 規則第17条第1項各号に該当するとき。

(2) 補助金の申請又は補助事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき。

(3) 補助金の交付後に、補助事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けたとき（市長が認める場合を除く。）。

(4) 正当な理由がなく前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるとともに、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 補助事業者は、第2項の規定により補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付取消決定及び補助金返還命令書（第6号様式）により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第19条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第20条 この要綱による補助金の交付を受けた補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 この要綱において、規則第19条の「市長が定める期間」とは、補助事業の完了の年の翌年から起算して10年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵

省令第15号)で耐用年数を定めるものにあつては、当該耐用年数又は10年のいずれか短い年)以内とする。

- 3 この要綱において、規則第19条第2号で「市長が定めるもの」とは、取得価格又は効用の増加額が300千円以上のものとする。
- 4 規則第19条に定める場合のほか、補助金の交付を受けた補助事業者は前項の取得財産等の使用を第2項に規定する期間内に中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は、規則第19条の規定により、補助金の交付を受けた補助事業者が取得財産等を処分したときは、当該取得財産等に対し交付された補助金の全部又は一部を納付させることができるものとする。
- 6 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が第4項の規定に反して取得財産等の使用を中止したとき又は規則第19条の規定に反して取得財産等を処分したときは、規則第17条第1項第2号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 7 第5項の規定による納付の額及び前項の規定による補助金の返還額の算定については、市長が別に定める。

(不可抗力に対する補助事業の取扱い)

第21条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定による交付決定を受けた者のうち、補助対象経費にリース料が含まれており、この要綱の廃止の日以降も継続して支払うリース料を補助対象経費として申請するものについては、この要綱の規定は、なお効力を有する。この場合において、第8条中「令和3年6月1日から令和3年9月30日までに、」とあるのは、「支払が終了した日から30日以内の日又は当該申請する年度の末日のいずれか早い日まで」とする。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	備考
<p>工事費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のみが使用するスペースにかかる工事費は対象外 ただし、換気扇の工事に限り従業員等のみが使用するスペースに対策をすることで、結果として要綱第4条の規定を満たす場合を除く
<p>物品購入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を行うために必要な物品（繰り返し使用ができるものに限る。以下同じ。）の購入に要する経費 ・従業員等のみが使用するスペースで使用する物品の購入に要する費用は対象外 ただし、工事と一体不可分な換気扇の購入費に限り従業員等のみが使用するスペースに対策をすることで、結果として要綱第4条の要件を満たす場合及び、厚生労働省等が新型コロナウイルス対策として示した「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」（以下注意事項と表記。）に示された有効塩素濃度の次亜塩素酸水を生成できる機器の購入に要する経費は、注意事項に示された条件で、申請対象店舗内の飲食スペース等やフードコートの利用者が使用する物を消毒するために当該申請対象店舗内に設置する場合は、この限りでない
<p>リース料（賃貸借契約に基づく賃料、ファイナンス・リース契約に基づくリース料その他補助事業を行うために必要な物品を当該物品の所有権を取得せずに調達するために支払う対価として市長が認めたもの（物品本体及び関連付属設備の調達のための経費に限り、保守点検料、光熱水費、通信費その他維持管理経費を除く。）をいう。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を行うために必要な物品のリース料であって、かつ契約時点で支払額が確定した契約が対象 ・従業員等のみが使用するスペースで使用する物品のリース料に要する費用は対象外 ただし、換気扇のリース料に限り従業員等のみが使用するスペースに対策をすることで、結果として要綱第4条の規定を満たす場合及び、注意事項に示された有効塩素濃度の次亜塩素酸水を生成できる機器のリース料に要する経費は、注意事項に示された条件で、申請

	対象店舗内の飲食スペース等やフードコートの利用者が使用する物を消毒するために当該申請対象店舗内に設置する場合は、この限りでない
--	---

別表2（第12条関係）

補助対象経費	備考
印刷物・看板等の制作委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店であることの周知・PRの内容を含む印刷物・看板等の制作委託に係る経費 ・ 制作物に認証店であることの記載がないもの、他の用途に使用できるもの（試供品、ノベルティ、名刺、封筒等）、申請者が購入・制作したものは対象外
WEBサイトの制作委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店であることの周知・PRを含む内容のWEBサイト（ホームページ）の作成・改修に係る経費 ・ 運用費、保守・管理費、他者の管理するWEBサイトの一部であるものは対象外
広告掲載費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店であることの周知・PRを含む内容のチラシ折り込み、新聞、雑誌、DM、WEB広告への広告掲載費 ・ 掲載媒体の現物（WEBの場合は画面のハードコピー）が提出できないもの、求人・懸賞・他社の名称や商品等を含むもの、事業期間外に広告掲載するもの、掲載される内容に認証店であることの記載がないものは対象外
映像制作委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証店であることのPRを含む内容の動画制作費 ・ 申請者が購入したもの（ソフトウェア、ディスク、機材等）、申請者が自主制作したもの、当該動画を動画サイトやホームページ等WEB上で公開していないものは対象外